

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 5 月 14 日

千葉地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 渡 邊 美和子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 6 月 4 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 6 月 11 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 6 月 18 日 午前 9 時 30 分 場 所 千葉地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 7 月 2 日 午前 10 時 00 分 場 所 千葉地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 6 月 19 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 6 月 23 日 午後 4 時 30 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを 令和 7 年 5 月 14 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	1,190,000 952,000		238,000	43,220	0



物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------|
| 1 | 所 | 在 | 夷隅郡御宿町久保字矢畑 |
| | 地 | 番 | 2001番 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 413.22平方メートル |



売却基準価額の変更についての補足説明書

本事件について、期間入札及び特別売却の方法により売却を実施したが、適法な買受けの申出がなく、不動産の現況、利用状況、手続の経過その他諸般の事情を考慮して、前回の売却基準価額（原則として「評価書」記載の評価額）によりさらに売却を実施させても売却の見込みがないと認められるので、民事執行法60条2項（188条）、民事執行規則30条の3（173条1項）に基づき、約40パーセントの減価をして「期間入札の公告」記載のとおり売却基準価額を変更した。

千葉地方裁判所民事第4部売却係

3点セット補充説明書

現況調査報告書や評価書をご覧の際には、下記の点にご留意ください。

記

本件の現況調査報告書及び評価書の物件目録等には、物件2（建物）の表記がありますが、当該建物は焼失しているため、本件の売却対象物件は物件1のみとなっています。

物 件 明 細 書

令和 6年11月13日

千葉地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 竹 内 信 俊

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

なし

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

売却基準価額は、本件土地上に火災により焼失した建物（家屋番号2001番）の登記が存在すること、同建物の残骸が本件土地上に存在すること等を考慮して定められている。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室等に、別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1	所	在	夷隅郡御宿町久保字矢畑
	地	番	2001番
	地	目	宅地
	地	積	413.22平方メートル



令和6年(ケ)第 233号
令和6年 8月 8日受理
令和6年 9月19日提出

現況調査報告書

千葉地方裁判所

執行官 小 関 都 正 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 夷隅郡御宿町久保字矢畑 |
| | 地 番 | 2001番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 413.22平方メートル |
| 2 | 所 在 | 夷隅郡御宿町久保字矢畑2001番地 |
| | 家屋 番号 | 2001番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 127.27平方メートル
2階 50.45平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	住居表示未実施		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地（物件 1 ） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 雑種地（物件 ）		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	別紙記載のとおり		
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☒ 種類： ☒ 構造： ☒ 床面積： 火災により焼失しており、居宅としての効用を有していない		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用していたが、火災により焼失し、居住できる状態にはない ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	別紙記載のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係概略図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

1 土地（物件1）

- (1) 物件1の土地（以下「本件土地」という。）は、北西側間口約18メートルが幅員約4.3メートルから4.5メートルの前面道路に、また、北東側においても幅員約2メートルの道路に接面している地勢概ね平坦な土地であり、物件2の建物の敷地として利用されている。
- (2) 本件土地には法務局備付けの地積測量図はなく、公図、建物図面及び南東側隣地（地番2000番1、本件所有者所有）の地積測量図等を参考の上、現況の占有範囲を所与として概測してみたところ、縄縮みが生じている可能性が認められる。本件土地の正確な形状等を把握するには、境界確定及び専門家による測量を要するものと思料する。
- (3) 本件土地の北端のコンクリートの打設は隅切りの形状となっており、隅切り部分にはカーブミラーが立っている。また、西端には電柱1本及びその支線が存する。
- (4) 北東側の接面道路は現況判然としないが、評価人の調査によれば、建築基準法第42条2項の町道、その道路台帳上の幅員は約2メートルとのことであることから、本件土地においては建物建築時にセットバックを要するものと思料される。
- (5) 評価人のよれば、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定による最大浸水深1.0メートル以上3.0メートル未満の区域に該当するとのことである。

2 建物（物件2）

令和5年8月11日23時00分頃に発生した火災により屋根瓦のかかなりの部分が焼け落ち、建物内の木材はほぼ炭化しており、住居として使用できる状態ではなく、焼失しているものと思料される。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

日刊新聞の記事によると物件2の建物（以下「本件建物」という。）の火災での死亡者はい^いなようである。

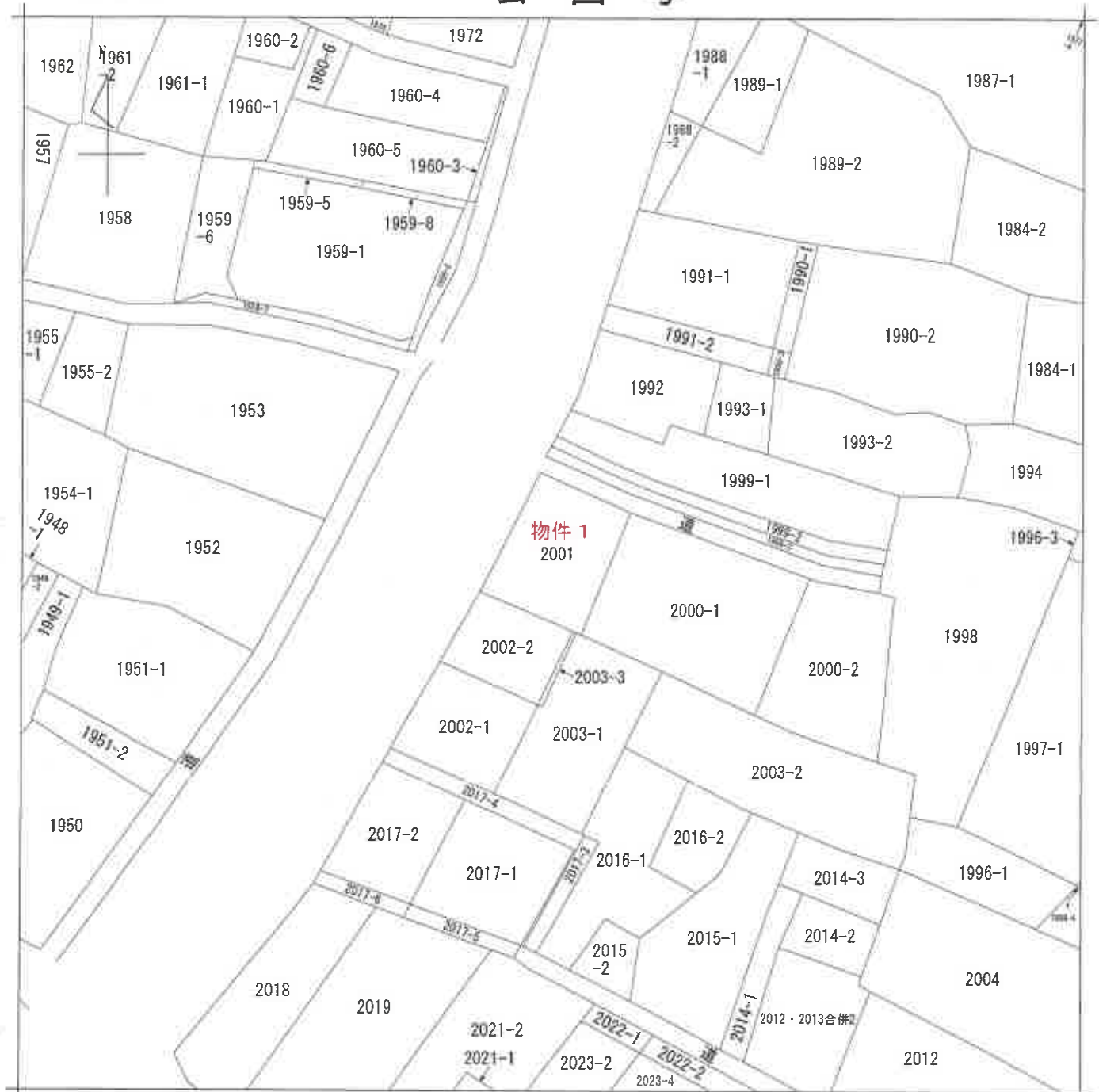
なお、債務者兼所有者宛てに調査協力依頼書面を送付したが、提出日現在、何らの連絡等もなく聴取はできなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和6年8月9日(金) 13:21-13:34	物件所在地	物件確認、外観撮影
令和6年8月9日(金) 14:38-14:45	千葉地方法務局いすみ出張所	南東側隣地の地積測量図及び登記事項証明書交付申請
令和6年8月15日(木)	執行官室	債務者兼所有者宛て調査協力依頼書面送付(特定記録郵便)
令和6年9月3日(火) 13:42-14:43	物件所在地	評価人と共に臨場、写真撮影、概測
令和6年9月13日(金) 15:31-15:45	夷隅郡市広域市町村圏事務組合御宿分署	り災証明書交付申請(消防本部にて申請の指示)
令和6年9月17日(火) 11:50-12:06	夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部	り災証明書交付申請
令和6年9月18日(水) 13:20-13:26	夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部	り災証明書受領
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐ 令和 年 月 日		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

公 函 写



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出

請 求 部 分	所 在	夷隅郡御宿町久保字矢畑				地 番	2001番			
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区		座 標 系 番 号 又 号 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

本書面はA3判をA4判に縮小した

令和6年5月24日

千葉地方法務局いすみ出張所

請求番号：8-2

登記官

(6 枚目)

(1/1)

登記年月日：平成7年6月29日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年5月24日 千葉県方法務局いすみ出張所

登記官

本書面はA3判をA4判に縮小した

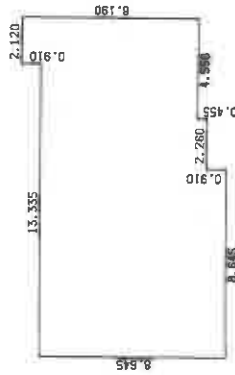
(7 枚目)

21989 各階平面図 建物図面図

家屋番号 2001

建物の所在 夷隅郡御宿町久保字矢畑2001番地

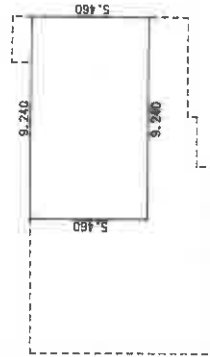
1階



求積表

8.645 X	8.645	=	74.736025
7.735 X	2.280	=	17.481100
7.280 X	2.430	=	17.690400
8.190 X	2.120	=	17.362800
合計			127.270325
床面積			127.27

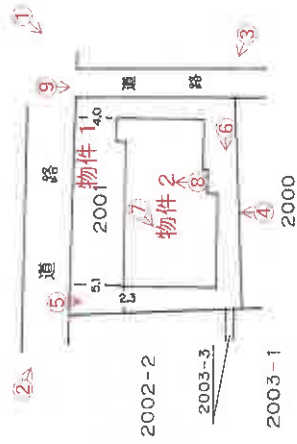
2階



求積表

9.240 X	5.460	=	50.450400
床面積			50.45

(写真は写真撮影位置及び方向)



(日調通12)

作製者

土地調査士
家屋

(平成7年)

作製)

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(表紙納)

①



物件1

物件2

②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



金属プレート

令和6年(ケ)第233号

令和6年 9月 3日 現地調査

令和6年 9月 4日 評 価

第令6-御宿- 1号 発行番号

令和6年 9月13日 提出日

千葉地方裁判所

民事第4部御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

村上 宗丈

第1 評価額

評 価 額	
物件1（土地）	金1,980,000円
物件2（建物）	—

第2 評価の条件

- 1 本件価格は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり		
2	物件目録記載のとおり		未実施（住居表示未実施区域） 焼失している
番 号	特 記 事 項		
2	建物火災により、物件2建物は焼失している。 物件2建物の登記が抹消されずに残っている。		
1, 2	土地・建物特記事項欄等を御参照下さい。		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 夷隅郡御宿町久保字矢畑 |
| | 地 番 | 2001番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 413.22平方メートル |
| 2 | 所 在 | 夷隅郡御宿町久保字矢畑2001番地 |
| | 家屋 番号 | 2001番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 127.27平方メートル
2階 50.45平方メートル |



第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R外房線「御宿」駅の北東方・道路距離約810m。（別添位置図参照）	
付 近 の 状 況	対象不動産の存在する地域は、御宿駅の徒歩圏内に位置し、国道128号線【外房黒潮ライン】及び県道夷隅御宿線背後の既存の住宅地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 規 制	非線引都市計画区域（平成16年都市計画区域編入） 第1種住居地域 指定60% 指定200% 防火・準防火地域指定なし、建築基準法第22・23条 日影規制（5-3）、高度地区なし、リゾート法特定地域
画 地 条 件	形状（略長方形地）、地勢（平坦地）、接道方位（北西側、北東側） 北西側現況間口（約18m。隅切り部分を除く）、現況奥行（約17m） 地積413.22㎡（登記面積。建築確認申請上の敷地【物件1】の面積は338.68㎡である。現地概測の結果、縄縮みの可能性がある。簡易概測のため、概測数量そのものを採用せず、登記地積に縄縮み率を採用して評価する。後記特記事項欄1を御参照下さい）	
接 面 道 路 の 状 況	北西側町道（3005号線）、現況幅員（約4.3～4.5m） 道路台帳上の幅員（約4.2m）、連続性（普通）、舗装（有）、歩道（無） 側溝（有）、高低差（等高【出入口部分】～約0.3m高い【コンクリート製の植栽植え込み部分、一部に亀裂が生じて危険な状況にある】） 北東側町道（3006号線）、道路台帳上の幅員（約2m）、現況は判然としない。連続性（行止り）、舗装（無）、歩道（無）、側溝（無）、高低差（等高）	
	建築基準法上の種類	北西側町道・・・建築基準法第42条1項1号 北東側町道・・・建築基準法第42条2項 千葉県夷隅土木事務所建築宅地課による御回答
	セットバック	要（物件1の縄縮み考慮後の面積の約5%程度と査定した）
	再建築の可否	可

土地の利用状況等	物件1は焼失した物件2建物の残骸が存在する土地である。 南西側（約0.1m高い）及び南東側（略等高）は住宅地である。
供給処理施設 （敷地内までの引き込みを基準に、引き込みが有る場合を「あり」、無い場合を「なし」とした。）	上水道 あり（後記特記事項欄2を御参照下さい） ガス配管 なし 下水道 なし
土 壌 汚 染 等	1 御宿町教育委員会（御宿町公民館）に対する聴取により、周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない、文化財保護法第93条の土木工事等の届出は不要である旨の回答を得た。 2 土壌汚染については、地歴調査、地図調査（1992年10月発行ゼンリン住宅地図）、国土地理院航空写真（1961年～1969年、1974年～1978年）、現地調査を行ったが、価格形成に影響がないものと判断した。 3 物件1につき、目視の限界はあるが、焼失建物（物件2）に係る以外、土地利用を著しく妨げる地下埋設物の存在する可能性は低いと推察される。但し、過去において建物（閉鎖登記簿【家屋番号65番、居宅、木造瓦葺平家建、床面積72.72㎡、平成6年6月23日取壊、なお焼失した物件2は登記記録上平成7年5月13日新築】）が存在していた模様で、地下に基礎・便槽等が残存している可能性を否定できない。
特 記 事 項	1 物件1の千葉地方法務局いすみ出張所備付の地積測量図は存在しない。物件1の南東側隣接地（2000番1）の地積測量図及び物件1の周囲の状況を参考の上、現況の占有範囲を所与として現地にて概測するに、縄縮みが生じている可能性がある。簡易概測のため、概測数量をそのまま採用せず、登記数量に比べて22%少ない縄縮み率78%を採用して評価する。 正確な地積を把握するためには、隣接地所有者立ち合い（境界について主張が異なる場合には、最終的には訴訟等による必要があり、越境等の事実が顕在化するリスクも存在する）のもと、専門家による測量を要す。 2 北西側町道に御宿町の町営水道本管150mmの埋設あり、北東側町道に町営水道本管の埋設なし、宅地内引込管20mm、メーター20mm（撤去済み）との回答を御宿町建設水道課から得た。

	3 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定によれば、最大浸水深（1.0m以上3.0m未満の区域）の区域に該当する。 4 物件1の西側隅付近には、電柱1本及びその支線1本が存在する。 物件1の北側隅付近には、カーブミラーが設置されている。 5 令和5年8月（日刊新聞報道及び御宿町役場聴取済）に発生した物件2建物火災により、調査時点現在、屋根瓦のかかなりの部分が焼け落ち、2階の窓ガラスが割れ落ち、2階の床が全て崩れ落ち、1階の外壁及び窓の一部が損壊し、1階には燃えカスやすすが堆積している状況にある。物件2につき御宿町役場税務住民課に対する聴取によれば、火災で人が住める状況になく、物件2に係る固定資産評価証明書は発行できないとのことであった。 以上から、物件2は既に焼失しており、社会的・経済的な観点から建物として認められる状況にはないものと判断した。 なお、幸いにも火災により人が亡くなることは無なかった模様である。物件2建物の抹消登記は未了である。 6 公図及び建物図面を基に物件1を現地にて照合するに、北側隅付近は隅切られており道路提供されているようにも見える。しかし、その面積は比較的僅少とみられるため、地目宅地一部公衆用道路との記載はせず、地目宅地のままとし、公衆用道路減価を個別格差率のセットバック減価と一体として評価する。 7 物件1上に存在する焼失した物件2の残骸に、付近の土地（1959番1）上に存在する電柱から電源引込線が引き込まれたままである。 8 物件1の南東側隣接地（2000番1，地目宅地，486.04㎡）は物件1所有者による所有地である。物件1の南東側隣接地（2000番1）上に駐車している車両が出入りの際に物件1を通行していた可能性を否定できない。 また、物件1の南東側隣接地（2000番1）上に存在する未登記建物のライフライン（上下水道の配管経路は不明である）が消滅した物件2と共同利用であった可能性を否定できないことに留意を要する。
--	--

	9 参考として、以下の事項を記載します。 北東側町道（3006号線，道路台帳上の幅員約2m，現況は判然としない）に隣接する土地（1999番2【地目宅地，119.57㎡，法人所有】及び1999番3【地目宅地，120.05㎡，法人所有】）は，登記記録上，令和4年8月8日に1999番から分筆後，売買により同一法人が所有するに至った未舗装の土地である。 当該未舗装の土地を通行等することにつき，何らかの取り決めや金銭の授受があるか否かは不明である。 なお，千葉県夷隅土木事務所建築宅地課によれば，都市計画区域編入時に分筆前の1999番は宅地（登記記録上は畑）であったと思われることから，分筆後の未舗装の土地は建築基準法第42条2項道路に該当しないとのことであった。 よって，当該未舗装の土地の一部は，建築の際にはセットバックが必要になるものと推測される。
--	---

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積× 縄縮み率 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ=オ
1	15,100	0.97	413.22 ×78%	—	4,721,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示（御宿－1）

地価公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 19,600 円/㎡ × 100.0/100 × 100/100 × 100/130 = 15,100 円/㎡

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位±0%

◇地 域 格 差：街路，交通接近，環境，行政条件格差等を考慮した。

標準画地は，近隣地域において，土地の概況（間口，奥行，規模等）及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。浸水リスクは地域の特性として考量した。御宿町清掃センターからの風向きによる臭気は地域の特性として考量した。

イ 個 別 格 差：角地＋2%，セットバック（隅切りを含む）－5%

$$(102\% \times 95\%) = 97\%$$

ウ 地 積：簡易概測のため，概測数量を採用するのではなく，登記数量に縄縮み率
 $(100\% - 22\%) = 78\%$ を採用して評価する

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。必要ない。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (1万円未満四捨五入) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	4,721,000	—		0.6	0.7	1,980,000
一 括 価 格 (合 計)						1,980,000

ウ 占有減価修正：特に必要ない。

エ 市場性修正：隣接地所有者立ち合い（境界につき争いがある場合には訴訟等が必要で、越境等の事実が顕在化するリスクあり、そのリスクも考量）のもと、専門家による測量等が必要、物件2の抹消登記未了、消防による消火活動の跡地で焼失した物件2の残骸の処分費用を考量、地下に基礎・便槽等が残存している可能性、付近の土地（1959番1）上に存在する電柱から電源引込線が引き込まれたままである、物件1の南東側隣接地（2000番1）上に存在する未登記建物のライフライン（上下水道の配管経路は不明である）が消滅した物件2と共同利用である可能性、コンクリート製の植栽植え込み部分の撤去再整備費用を考量、セットバック予定線にかかる構造物等の是正対策費用を考量－40%

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考資料

1 地価公示価格（御宿－1）

所 在：御宿町久保字南側2118番

価 格：19,600円/㎡

位 置：JR外房線「御宿」駅の北東方、道路距離620mに位置する。

価 格 時 点：令和6年1月1日

地 積：532㎡

供給処理施設：水道

接 面 街 路：南東側幅員3.6m町道

用途指定等：非線引都市計画区域、第1種住居地域（建蔽率60%，容積率200%）

地域の概要：一般住宅、農家住宅等が混在する旧来の住宅地域

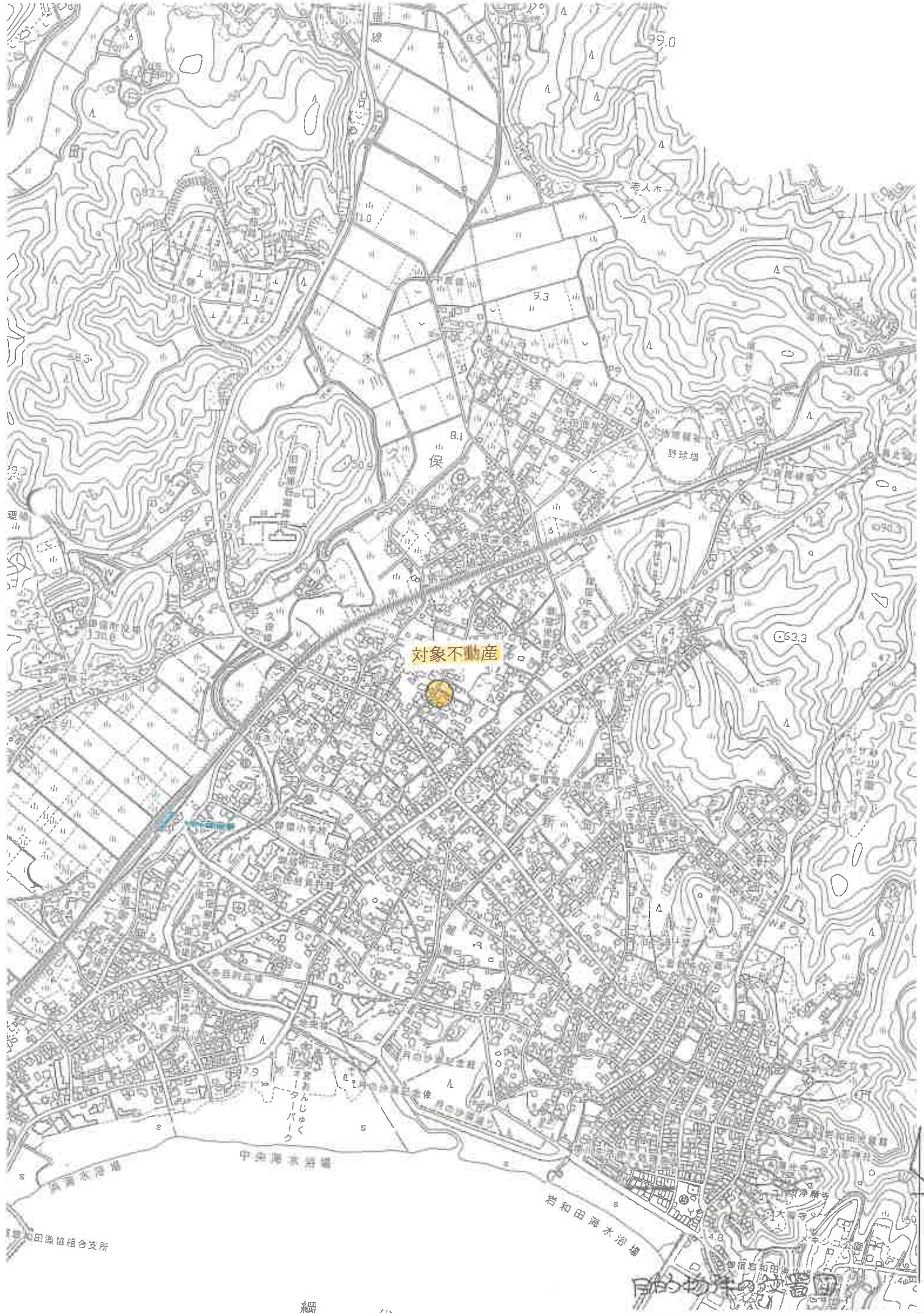
第7 附属資料

1 目的物件の位置図（御宿町役場白地図）

2 公図写

3 建物図面・各階平面図写

以 上



対象不動産

目的物件の位置図

御宿町役場白地図 1/10,000

網代湾 10



これは図面に記載されている内容を証明する旨とします。
 令和6年5月25日

建築物図面図

2000-1

東京都庁舎等建設費2000-1-1-1



床面積

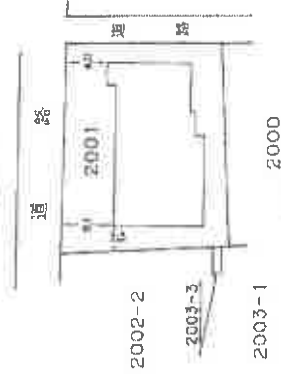
8.645 X	8.645	=	74.736025
7.735 X	2.260	=	17.481100
7.280 X	2.530	=	17.690400
8.190 X	2.120	=	17.362800
合計			127.270325
床面積			127.27 m ²

2階



床面積

8.640 X	2.560	=	20.451200
合計			20.451200



2002-2

2003-3

2003-1

(単位)

500

A3判をA4判に縮小
 コピーした事に留意